

## 1 本校としての基本姿勢

○いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではない。

○いじめはどこでも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

※全教職員がこの基本姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見ていく。

## 2 対策方針の基本的な考え方

○いじめ防止対策推進法第12条の規定や、練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づき、全教職員が、「危機意識」「当事者意識」を常にもち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても、被害者の側に寄り添う。

○いじめの未然防止・早期発見に向け、相談体制、保護者や地域への啓発など、取組内容を常に見直し、実効性のある取組とする。

○教育委員会との連携を強化するとともに、関係諸機関とも連携し、問題解決に向け、迅速に対応していく。

## 3 学校の取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

#### ① いじめ防止基本方針の策定

○具体的な取組や年間計画の策定・実行・検証等について

・定期的にいじめの実態調査を行い（原則毎月1回）、いじめの疑いの事例も含めて各学級の実態を把握する。

・欠席の続いている児童や、保健室・心のふれあい相談室に連続して相談をしている児童の実態を把握する。

・「いじめシンボルマーク」「いじめ防止標語」等の作成・応募を行い、児童に「しない」「させない」「ゆるさない」の心情を育む。

・いじめの構造等のはじめとしたいじめ問題に対する正しい理解を深める研修を実施する。

#### ② 組織の設置

○いじめの防止等の対策のための組織の設置

##### 【校内いじめ防止対策チーム】

管理職・生活指導主幹教諭・養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・学校生活支援員による組織を設置する。

○重大事態への対応を行うための組織の設置

いじめ発生時に、上記の委員会を基に、子供家庭支援センター・児童相談所・福祉事務所・医療機関や警察と連携し、「緊急いじめ対策委員会」を設置する。

### (2) いじめの防止

#### ① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○学校経営方針をふまえ、教師と児童が愛情・信頼・尊敬の関係で結ばれた学校を目指す。

・学校教育目標の「思いやりのある子供」の具現化を図るために、「自分の思いを豊かに伝え、認め合う子供の育成」をテーマとした校内研究において、道徳教育、国語科・実技教科の研究の充実を図る。

・情報モラル講習会を通して、児童・保護者双方に向けた情報の適切活用について啓発を行う。

・言語能力向上拠点校としての研究を通して、正しい言語活動の場を設定するとともに、コミュニケーション能力を育成する。

## ②児童の主体的な活動の促進

### ○特別活動・特色ある教育活動の取組

- ・異学年集団による縦割り班を構成し、年に3回の清掃期間、縦割り遊びを設定し、責任感や思いやりの心を育てる。
- ・音楽を通じた情操教育の中で、豊かな心の育成を図る。

### ○「いじめ」の防止・克服に向けた取組の支援

- ・あいさつは人間関係を形成する基本であるとの認識から、児童が自らあいさつに取り組めるように、児童会活動によるあいさつ運動に取り組む。

## ③ 教職員の指導力の向上

### ○研修の設定や指導の見直し

- ・教職員の不適切な認識や言葉遣い、体罰がいじめの遠因となりうることから、体罰防止の研修会を行う。
- ・「いじめを見て見ぬふりをしない」ため、児童が互いを尊重する指導をするとともに、児童からの声や思いや願いを聞き取る機会をつくる。

## (3) いじめの早期発見・早期対応

### ① 定期的ないじめの実態把握

- 毎月末朝の時間を使い、児童へのアンケート（いじめ防止チェックカード）を行い、児童に行動を振り返らせるとともに、児童の心情を把握し、未然防止・早期発見に努める。
- 健康観察時や休み時間および放課後の雑談などで、児童の様子を観察したり、個人のノートや日記等から交友関係の悩みを把握したり、保健室での様子を聞いたり、個人面談の機会を活用したりすることで、いじめ早期発見に努める。

### ② 教育相談の充実

- スクールカウンセラー、心のふれあい相談員
  - ・児童全員や保護者に年度当初に周知する。
  - ・5年生全員に面談を行う。

### ③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- 学校いじめ対応基本方針をホームページにUPさせいじめ問題の重要性について認識を広める。
- 学校評議委員会を通していじめに対する本校の取組や対策について協議をする機会を設ける。

## (4) いじめへの対処

### ① いじめられる側の児童生徒への支援

- いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係をていねいに聴き取る。
- 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。プライバシーに充分配慮する。
- いじめを発見した場合は、学年主任、生活指導主幹、管理職に報告し、迅速に対応する。
- 養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員と協力し、児童の心理的負担を与えない。
- 日頃より保護者との信頼関係を意識し、もし、起こってしまった場合には、迅速に事実関係を報告する。

### ② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実確認をし、いじめをやめさせる。
- いじめた気持ちや状況などについて、十分に聞き取り、児童の背景にも目を向け指導する。
- いじめた児童も、孤立感・疎外感を感じさせないようにする。

### ③ いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

- 見て見ぬふりをする行為や、いじめにつながる行為はいじめと同じことであることを理解させる。
- いじめを見つけたら、誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。いじめを知らせた児童には、守り通すことを伝えるとともに、組織等で情報共有したうえで見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を行う。

④学校組織全体でのいじめへの対処

○組織（学年・生活指導委員会、教育相談等）で情報を共有し、組織的に対応する。謝罪のみで終わるものではなく、いじめられる側といじめる側、他の児童との関係の修復を得て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものである。

⑤重大事態への対処

○重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し、迅速に対応する。必要に応じて児童相談所、警察へ連絡をする。

⑥インターネットのいじめへの対応

○パソコン・携帯電話の利用について、家庭と連携し、正しい使用法について共通理解を図る。  
「ネット上のいじめ」を発見した際は、書き込みの削除等迅速に対応する。

⑦校種間および関係機関との連携

○小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、いじめに関する情報交換を行う。

(5) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検

○学校いじめ防止基本方針の共通理解を図り、組織をもって点検・見直しを行う。

## 4 付則

付則（平成 26 年 5 月 9 日付け開進第三小学校 33 号）

この「学校いじめ防止基本方針」（案）は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。